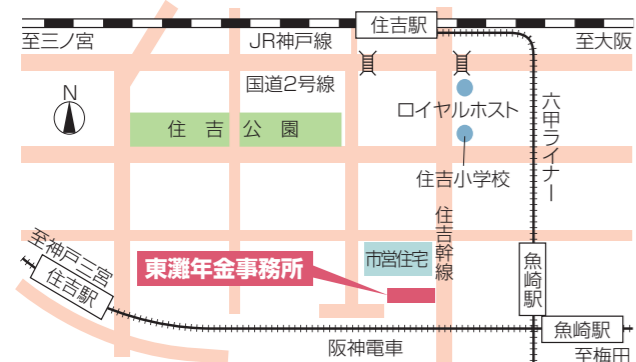


神戸市内の 日本年金機構 年金事務所の所在地

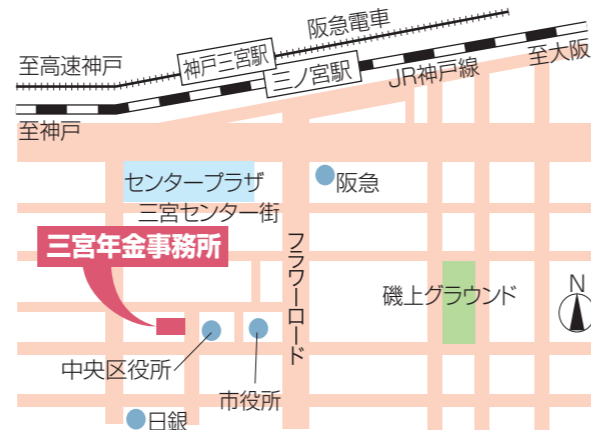
東灘年金事務所

お住まいが**東灘区、灘区**の人
〒658-0053 神戸市東灘区住吉宮町1丁目11-17



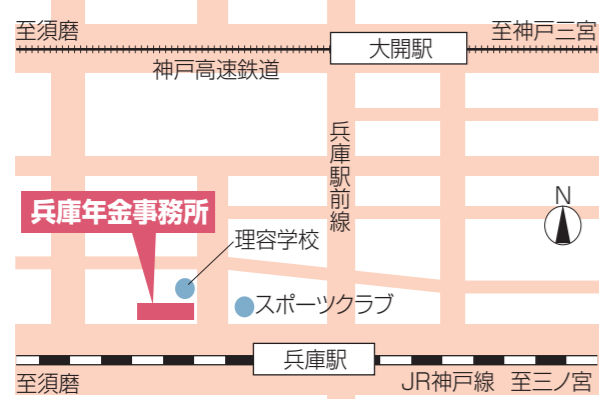
三宮年金事務所

お住まいが**中央区**の人
〒650-0033 神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階



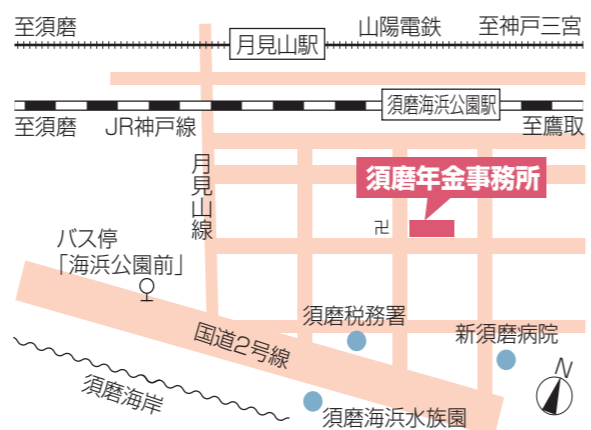
兵庫年金事務所

お住まいが**兵庫区、北区**の人
〒652-0898 神戸市兵庫区駅前通1丁目3-1



須磨年金事務所

お住まいが**長田区、須磨区、垂水区、西区**の人
〒654-0047 神戸市須磨区磯馴町4丁目2-12



月曜日: 8:30~19:00 (月曜日が休日の場合は火曜日)
火~金曜日: 8:30~17:15 ※土日祝日(第2土曜日除く)
第2土曜日: 9:30~16:00 年未年始(12月29日~1月3日)は休み

令和
5年度版

しあわせを守る

国民年金





年金のしくみ

- 暮らしを支える国民年金 2
- 加入する人 3
- 保険料と納め方 5
- 保険料を納めるのが困難なとき 7
- 保険料の追納制度 9
- 産前産後期間の保険料免除 10

年金の種類

- 老齢基礎年金 11
- 障害基礎年金 13
- 遺族基礎年金 15
- 国民年金の独自給付 16
- 年金生活者支援給付金 17
- 特別障害給付金 19
- 国民年金基金 19

その他・手続き先

- 社会保障協定(諸外国の年金制度) 20
- 年金の受給手続き先 21
- 各区役所・支所の手続き先 21
- 日本年金機構 年金事務所の電話番号 22
- 神戸市内の日本年金機構 年金事務所の所在地 23

暮らしを支える国民年金

国民年金は日本国内に住むすべての人を対象に、生涯にわたって基礎年金を支給する制度です。老後だけでなく、病気やけがで障害が残ったとき、死亡したときなどの不測の事態にも備えます。国が責任を持って運営していますので、きちんと保険料を納めていれば確実に年金が受け取れます。

安定した収入をお約束

国が責任を持って運営

▶ 現役で働く人たちの納める保険料が今の高齢者の生活を支え、現役世代が高齢者になったときには次の世代の納める保険料が生活を支えるという「世代間扶養」の仕組みです。日本の国が存在するかぎり破綻することはありません。

一生涯の保障

▶ 生涯にわたって受け取ることができ、安心です。

万が一のときにも保障

▶ 病気やけがなどで一定の障害が残ったときは「障害基礎年金」を、一家の働き手が亡くなったときは、その遺族が「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※遺族とは、亡くなった人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」をいいます。

※子とは、18歳になって最初の3月末までの子、または、1・2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

受け取る年金額を国が補助

▶ 年金として支払われる費用の一部を国が負担しています。

経済の変動にも強い

▶ 賃金や物価の変動にあわせて年金額が改定されるため、経済社会が大きく変動しても、年金の実質価値は保障されます。

公的年金制度

公的年金制度には、**国民年金・厚生年金保険**の2つがあります。国民年金は、国民全員が加入する制度で基礎年金という基礎的な年金給付を行います。

平成27年10月1日から共済年金は厚生年金保険に統合されました。

基礎年金番号

年金手帳などに記載されている基礎年金番号は、国民年金と厚生年金保険で共通して使用する「一人に一つの番号」です。この番号に年金記録がまとめられています。

基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても生涯変わりません。



必ず加入する人

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。加入者のことを被保険者といい、職業等によりつぎの3種類に分類されます。

● 第1号被保険者 ●

20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など(注1)



手続き先

区役所・支所の国民年金担当窓口(20歳になったときは、自動的に手続きが行われます。)

保険料

自分で納めます。

● 第2号被保険者 ●

会社員・公務員など厚生年金保険に加入している人(注2)



手続き先

勤務先

保険料

厚生年金保険料を納めます。(国民年金保険料が含まれています。)

● 第3号被保険者 ●

第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人(注3)



手続き先

配偶者の勤務先

保険料

自分で納める必要はありません。

(注1)3か月を超えて日本に滞在する外国籍の人で、医療滞在ビザの入国者、観光・保養目的の在留資格者を除きます。
(注2)65歳以上70歳未満の厚生年金保険の加入者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者も第3号被保険者に該当しません。
(注3)第3号被保険者は、原則日本国内に居住している人が対象です。

希望により加入できる人

つぎの①～③のいずれかに該当する人は、国民年金に任意加入することができます。

(注1)加入は申し出をしたときからになります。
(注2)3か月を超えて日本に滞在する外国籍の人で、医療滞在ビザの入国者、観光・保養目的の在留資格者を除きます。

● 任意加入被保険者 ●

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本人
- ② 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ③ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人(65歳から70歳になるまでは受給資格期間を満たすまで加入することができる。)

手続き先

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、日本国内で居住していた最後の住所地を担当する年金事務所です。

保険料

自分で納めます。

※ただし、②・③の人は口座振替または、クレジットカード納付が原則です。
口座振替の場合は預(貯)金通帳・届出印、クレジットカード納付の場合はクレジットカードを持参してください。

手続きが必要なとき

手続きをしなかった場合は、年金を受けられなくなる場合もありますので、必ず手続きをしましょう。(※1)

● こんなとき

20歳になったとき(厚生年金保険に加入していない人)

● どうする

第1号被保険者または第3号被保険者の加入手続き

● 手続き先

第1号被保険者
→自動的に手続きが行われますので、本人届出は不要です(※2)
第3号被保険者
→配偶者の勤務先

60歳前に会社を退職したとき

第1号被保険者への種別変更の手続き(被扶養配偶者も同様)

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口(※3)

結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき

第3号被保険者への種別変更の手続き

配偶者の勤務先

配偶者の扶養からはずれたとき
配偶者が会社を退職したとき
離婚したときなど

第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続き

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口(※3)

配偶者が会社を変わったとき

引き続き第3号被保険者となる手続き

配偶者の新しい勤務先

※1 個人番号(マイナンバー)による届出ができません。番号確認・身元確認のために「基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)」または「マイナンバーカード」を持参してください。
※2 厚生年金保険に加入していない人が20歳になったとき、約2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」「基礎年金番号通知書」「納付書」が送付されます。
※3 マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルを開設すると電子申請も可能です。

海外に居住するとき

※住民票の海外転出の届出をしてください。

海外に居住する20歳以上65歳未満の日本人は、申出により任意加入することができます。

※ただし、任意加入期間中は免除制度(7・8ページ)を利用することはできません。

● 手続き先

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口

● 任意加入する・しないの違い

加入する	加入しない
<ul style="list-style-type: none"> ● 加入中の事故等は障害基礎年金等の対象になります。 ● 加入中に納付した保険料は、将来受け取る老齢基礎年金額に反映します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故等にあっても障害基礎年金等の対象にはなりません。 ● 合算対象期間(11ページ参照)になりますが、老齢基礎年金額には反映しません。

● 海外から帰国した場合

住民登録をする市区町村の国民年金担当窓口で第1号被保険者の加入手続きなどをしてください。

※将来、年金の請求をするときに、合算対象期間(カラ期間)として海外居住期間の証明が必要となる場合があるため、期間を証明できる書類を保管しておきましょう。



第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料

令和5年度の保険料
(令和5年4月～令和6年3月)

定額保険料(月額) **16,520円**
付加保険料(月額) **400円**

令和6年度の保険料(令和6年4月～令和7年3月) 定額保険料(月額) 16,980円

- ①定額保険料は一律に納める保険料で、年度ごとに定められます。
- ②付加保険料は、本人の希望により定額保険料に上乗せして納める保険料で、より高い年金を受けることができます。(16ページ参照)

(注)・付加保険料の納付は申し出をしたときからになります。さかのぼって申し出することはできません。
・国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。
・納期限から2年を経過するまでに納めなかった場合は、付加保険料の納付を辞退したものとみなされます。

納期限

毎月の保険料は、翌月末までに納めましょう。

納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなります。また万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、納め忘れに注意しましょう。

納め方

現金(納付書)払い

▶ 日本年金機構が発行した納付書で、金融機関、郵便局(ゆうちょ銀行)、コンビニエンスストアで納めてください。納付できるコンビニエンスストアは納付書の裏をご確認ください。

口座振替

▶ 口座から自動的に引き落とします。納め忘れがなく、納めに行く手間が省けます。早割や前納を利用すると、現金(納付書)払いよりさらにお得です。
必要なもの 基礎年金番号がわかるもの、通帳、届出印
手続き先 金融機関、年金事務所

スマートフォンアプリ納付

▶ 令和5年2月20日からスマートフォンアプリを利用した電子(キャッシュレス)決済ができるようになりました。対応するアプリをスマートフォンなどにインストールし、端末のカメラで納付書のバーコードを読み取り納付します。

必要なもの 納付書、スマートフォン、決済アプリ
対象決済アプリ au PAY、d払い、PayB※、PayPay、楽天ペイ
※金融機関が提供するアプリを含む。
各決済アプリの使用方法などについては決済事業者にお問い合わせください。

クレジットカード払い

▶ 保険料をカード会社が立替払いし、カード会社からカード会員に請求する方法です。

必要なもの 基礎年金番号がわかるもの、クレジットカード
手続き先 年金事務所

電子納付

Pay-easy(ペイジー)マーク

▶ インターネットバンキング、テレフォンバンキング、ATMを利用して保険料を納められます。あらかじめ利用する金融機関と契約する必要があります。

手続き先 金融機関

前納制度

保険料をまとめて前払いすることで、保険料が割引されます。口座振替とあわせて利用するとさらにお得になります。

令和5年度 前納保険料額

納付方法		1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
割引がない場合		16,520円	99,120円	198,240円	402,000円
前納	現金払い クレジットカード払い 【割引額】	—	98,310円 【810円】	194,720円 【3,520円】	387,170円 【14,830円】
	口座振替 【割引額】	16,470円 【50円】(早割)	97,990円 【1,130円】	194,090円 【4,150円】	385,900円 【16,100円】

※クレジットカード払い及び口座振替の前納の申し込み期限は、以下のとおりです。
2年前納・1年前納・6ヵ月前納(上期)……2月末
6ヵ月前納(下期)……8月末
※保険料額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

第2号被保険者・第3号被保険者の保険料

- 第2号被保険者 給料等から国民年金保険料を含んだ厚生年金保険料が天引きされます。
- 第3号被保険者 配偶者が加入する厚生年金保険の制度全体で国民年金保険料を負担します。



病気やけが・失業・所得の減少等により、保険料を納めることができない場合は、免除や猶予される制度があります。

法定免除

つぎの①～③のいずれかに該当する人は、届出をするとそれに該当する期間の保険料が全額免除されます。また、免除ではなく納付を希望する場合は、申し出ること、前納や口座振替を利用することもできます。

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②障害基礎年金、障害厚生(共済)年金の1級・2級の受給権者
- ③国立ハンセン病療養所等に入所している人

申請免除(多段階免除)

申請し承認されると、保険料の「全額」もしくは「一部」が免除されます。(学生は対象外)

- 審査対象者** 本人・配偶者・世帯主
- 審査基準** 右ページ参照
- 承認期間** 保険料の納期限から2年を経過していない期間
※審査は年度単位(7月～翌年6月)

種類	納める保険料(令和5年度)
全額免除	0円
4分の3免除(4分の1納付)	4,130円
半額免除(半額納付)	8,260円
4分の1免除(4分の3納付)	12,390円

納付猶予

申請し承認されると、保険料を納めることを猶予されます。(学生は対象外)

- 審査対象者** 本人(50歳未満)・配偶者
- 審査基準** 右ページ参照
- 承認期間** 保険料の納期限から2年を経過していない期間
※審査は年度単位(7月～翌年6月)

学生納付特例

申請し承認されると、保険料を納めることを猶予されます。

- 審査対象者** 学生本人
- 審査基準** 前年所得が128万円以下
※扶養親族がいる場合は、その人数に応じて加算あり
- 承認期間** 保険料の納期限から2年を経過していない期間
※審査は年度単位(4月～翌年3月)

学生とは、大学・大学院・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する人。
※一部対象とならない学校もあります。

免除・納付猶予の審査基準

本人・配偶者・世帯主全員がつぎの①～⑥のいずれかの基準に該当する必要があります。

※納付猶予では、世帯主の所得は審査の対象外です。

①前年所得が少ない人
(所得の目安)

世帯構成	全額免除・納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
単身世帯	67万円	103万円	151万円	199万円
2人世帯(夫婦のみ)	102万円	152万円	205万円	257万円
4人世帯(夫婦+子2人)	172万円	240万円	292万円	345万円

※4分の3・半額・4分の1免除の所得額は、社会保険料控除額等を考慮したおおよその目安です。
全額免除・納付猶予は、上記の額が基準となります。また、2人世帯・4人世帯は夫婦どちらかに所得がある場合の金額です。
※令和2年度以前の審査基準は、表示額から10万円を差し引いた額となります。

- ②失業・倒産・事業の廃止等で収入がなくなった人や、天災等により財産の2分の1以上の被害を受けた人
- ③障害者、寡婦、ひとり親であって前年所得が135万円以下の人
- ④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- ⑤本人が生活保護法に準じた生活扶助を受けている
- ⑥本人が特別障害給付金を受けている

免除・納付猶予と未納の違い

免除・納付猶予の手続きをせずに保険料を未納にした場合は、不利になることがあります。

	全額納付 産前産後免除	法定免除	申請免除(全額)	申請免除(一部)	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢基礎年金を受けるための資格期間に含まれる	○	○	○	○ ^{※2}	○	×
老齢基礎年金額に反映される	○	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○ ^{※1※2}	×	×
障害・遺族基礎年金を受けるための資格期間に含まれる	○	○	○	○ ^{※2}	○	×

※1 法定免除、申請免除(全額・一部)は、免除される割合に応じて年金額が減額されます。

年金額を増やしたいときは、追納制度を利用してください。(9ページ参照)

※2 申請免除(一部)は、残りの保険料を納めていないと資格期間や年金額に含まれません。

例えば、4分の3免除(4分の1納付)の場合、4,130円を納めないと未納となります。

手続き先

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口
マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルを開設すると電子申請も可能です。

●必要書類

- ・基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーカード
- ・失業等の理由により申請するときは、「雇用保険受給資格者証」(※)等の公的機関の証明書
- ・学生の方は学生証または在学証明書

※前年度に失業を理由とする特例免除を申請した人が引き続き同じ理由で申請する場合、添付書類は不要です。

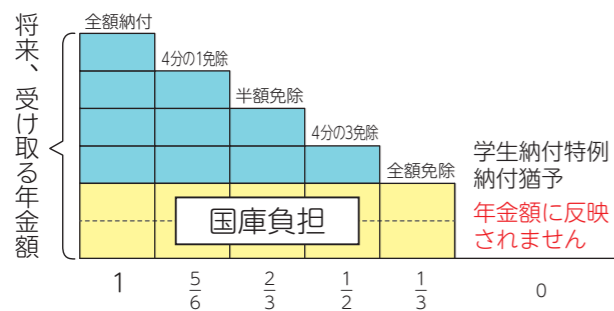
追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、全額納めたときと比べて、老齢基礎年金の額が少なくなります。(産前産後免除期間は減額なし)

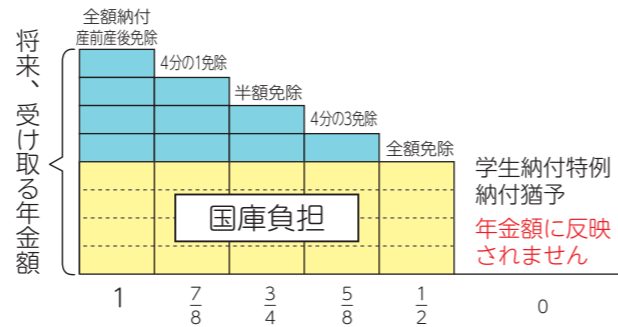
将来受け取る年金額を全額納めたとき(満額)に近づけるために、**10年以内**であれば、免除された期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

※3年度以上さかのぼって保険料を納める場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。

〈平成21年3月までの免除期間〉



〈平成21年4月からの免除期間〉



利用できる人

10年以内に免除・納付猶予・学生納付特例の期間がある人

※免除などを受けた期間のうち、**原則古い期間から**納めることになります。

※一部免除を受けた期間について、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、追納できません。

(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、先に4分の1の保険料を納めている必要があります。)

※老齢基礎年金を受給している人は対象となりません。

追納額 (令和5年度中に納める場合)

国民年金保険料追納額(各月分)

(単位:円、()内は加算額を再掲)

	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成25年度(10年度目)	15,220 (180)	11,420 (140)	7,610 (90)	3,810 (50)
平成26年度(9年度目)	15,370 (120)	11,530 (90)	7,680 (60)	3,840 (30)
平成27年度(8年度目)	15,700 (110)	11,770 (80)	7,840 (50)	3,930 (30)
平成28年度(7年度目)	16,360 (100)	12,260 (70)	8,180 (50)	4,080 (20)
平成29年度(6年度目)	16,570 (80)	12,430 (60)	8,280 (40)	4,140 (20)
平成30年度(5年度目)	16,410 (70)	12,300 (50)	8,200 (30)	4,100 (20)
令和元年度(4年度目)	16,460 (50)	12,350 (40)	8,220 (20)	4,110 (10)
令和 2年度(3年度目)	16,570 (30)	12,420 (20)	8,290 (20)	4,140 (10)
令和 3年度(2年度目)	16,610	12,460	8,300	4,150
令和 4年度(1年度目)	16,590	12,440	8,290	4,150

加算

(3年度目から)

加算なし

手続き先

年金事務所(22ページ参照)

産前産後期間の免除手続きをすると、 国民年金保険料を納付した扱いになります!

第1号被保険者が妊娠・出産した場合は、出産予定月(または出産した月)の前月から4ヵ月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産した月)の3ヵ月前から6ヵ月間の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含む。)

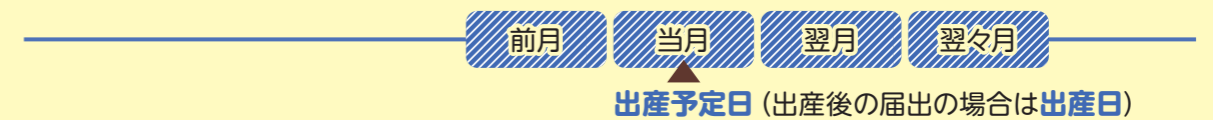
対象となる人

産前産後免除期間に第1号被保険者の期間がある人

※任意加入している人は対象ではありません。

免除される期間

単胎(赤ちゃんが一人)の場合 **4ヵ月間**



多胎(双子など赤ちゃんが二人以上)の場合 **6ヵ月間**



- ・産前産後期間の免除は、法定免除や申請免除(7・8ページ)より優先されます。
- ・申請免除等が承認されている人は、産前産後期間終了後、改めて免除を申請する必要はありません。
- ・届出した出産予定日と、実際の出産日が異なる場合であっても、原則免除期間の変更は行いません。
- ・産前産後期間は、付加保険料(5ページ)を納付することができます。
- ・産前産後期間の保険料を納付している場合、その期間分は還付(返金)されます。

手続き先

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口
出産予定日の6ヵ月前から、届出をすることができます。

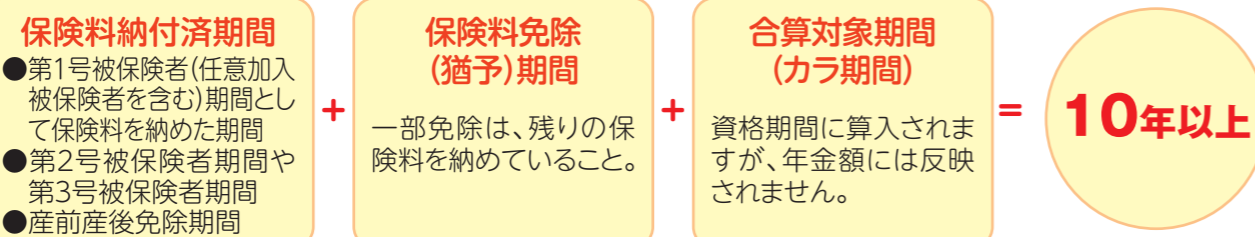
●必要書類

- ①基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーカード
- ②【出産前に届出】 出産予定日がわかるもの(母子健康手帳など)
 【出産後に届出】 市区町村で出産日を確認できるため原則不要
 ただし、母親と生まれた子どもが別世帯の場合は、
 出産日および親子関係を明らかにする書類(出生証明書など)



保険料を納めた期間などが**10年以上**ある人が、原則65歳から受けられます。
年金を含めても所得が低い人には、老齡年金生活者支援給付金が支給される場合があります。
(17ページ参照)

年金を受けられる要件



カラ期間

- 昭和36年4月から昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入できた人が加入しなかった期間
- 平成3年3月以前の20歳以上の学生で任意加入しなかった期間
- 昭和36年4月以後の厚生年金保険などの脱退手当金を受けた期間(昭和61年3月以前に支給を受けたものに限る)
- 昭和36年4月以後の20歳から60歳になるまでの間で日本国籍を有する人が海外に居住していた期間
- 任意加入していた期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)のうち、保険料が未納である期間 等

年金額

20歳から60歳になるまでの
40年間(480ヵ月)の保険料を納めた場合

令和5年度
年額 **795,000円**(月額 **66,250円**)

※68歳以上は年額 792,600円(月額 66,050円)

年金額の計算式(年金額①+年金額②)

平成21年3月までの加入期間(国庫負担割合3分の1)

$$795,000円 \times \left(\frac{\text{保険料納付月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{1}{3} + \frac{\text{保険料3/4免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{保険料1/4免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{5}{6} \right) = \text{年金額①}$$

平成21年4月からの加入期間(国庫負担割合2分の1)

$$795,000円 \times \left(\frac{\text{保険料納付月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料3/4免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{3}{4} + \frac{\text{保険料1/4免除月数}}{\text{40年(加入可能年数)} \times 12月} \times \frac{7}{8} \right) = \text{年金額②}$$

支払期月・支払日

年金の種類	支払月	支払日 (金融機関、郵便局)
国民年金	2・4・6・8・10・12 (偶数月)	15日
厚生年金		
共済年金		

支払日が土日祝日のときは、その直前の営業日に年金の支払いが行われます。

「繰上げ受給」と「繰下げ受給」

①繰上げ受給

60歳から64歳の間でも、希望するときから年金を受け取れます。このときは、生年月日に応じて年金額が一定の率で**減額**されます。

<右表> A…昭和37年4月1日以前生まれ
B…昭和37年4月2日以降生まれ

受給開始年齢	受給率	
	A	B
60歳	70%	76%
61歳	76%	80.8%
62歳	82%	85.6%
63歳	88%	90.4%
64歳	94%	95.2%
65歳	100%	100%
60歳から64歳の間に請求する場合、1ヵ月につき右の割合が上記受給率に加算されます。	0.5%	0.4%

注意事項

- 減額された受給率は生涯かわりません。
- 繰上げ受給中に、遺族年金を受けられるようになったときは65歳になるまでどちらか一方しか受けられません。
- 繰上げ受給中に、障害者や寡婦になっても障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。
- 追納制度は利用できません。

②繰下げ受給

65歳では請求せずに、66歳以降に受け取ることもできます。このときは、年金額が一定の率で**増額**されます。

<繰下げることができる年齢>

昭和27年4月1日以前生まれ…66歳～70歳

昭和27年4月2日以降生まれ…66歳～75歳

(注)右の受給率は、65歳時点で受給資格期間を満たしている場合です。
令和5年4月より、70歳以降に繰り下げ申出をせず年金を受け取ることにした時、請求の5年前に繰り下げ申し出したとみなして、増額された年金の5年間分が一括して受け取れます。

受給開始年齢	受給率	受給開始年齢	受給率
66歳	108.4%	71歳	150.4%
67歳	116.8%	72歳	158.8%
68歳	125.2%	73歳	167.2%
69歳	133.6%	74歳	175.6%
70歳	142.0%	75歳以上	184.0%

66歳以降に請求する場合、1ヵ月につき0.7%が上記の受給率に加算されます。

振替加算

厚生年金保険から支給される20年以上の老齡厚生年金などには、妻(配偶者)の加算分として「加給年金」が上乘せられますが、妻(配偶者)が65歳になると、この「加給年金」は受けられなくなります。このとき、下記の条件を満たすと65歳から支給される妻(配偶者)自身の老齡基礎年金に加算を行うことになっています。

これを「振替加算」といいますが、その額は妻(配偶者)の生年月日によって下表のとおりになります。

受けられる人

(下記のいずれにも該当していること)

- ①本人(※1)の生年月日が昭和41年4月1日以前である。
- ②配偶者(※2)の生年月日が大正15年4月2日以降である。
- ③配偶者が受ける老齡厚生年金などの加給年金の対象になっている。
- ④本人は、加入期間が20年以上の老齡厚生年金などを受けることができない。
- ⑤本人が障害年金を受けていない。
- ⑥65歳になった日に配偶者によって生計を維持されている。

※1 加給年金の加算対象者である妻(配偶者)

※2 20年以上厚生年金保険に加入した人

生年月日	振替加算額	
	年額	月額
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	57,709円	4,809円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	51,779円	4,314円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	45,740円	3,811円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	39,565円	3,297円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	33,619円	2,801円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	27,444円	2,287円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	21,269円	1,772円
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	15,323円	1,276円



病気やけがなどによって、法律(国民年金法)で定められた1級または2級の障害の状態になったときに受けることができます。

前年の所得が一定額以下の人には、障害基礎年金とは別に、障害年金生活者支援給付金が支給されます。(18ページ参照)

年金を受けられる要件

初診日(加入)の要件

- (1)初診日に国民年金に加入している人
- (2)国民年金に加入していた人で、初診日が60歳以上65歳未満の間にあり、その当時日本に住んでいた人
- (3)初診日が20歳前にある人

初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

障害認定日

初診日から1年6か月を経過した日
または1年6か月以内に症状が固定した日

障害の程度の要件

障害認定日に、国民年金法で定められた1級または2級の障害の状態にあること。

保険料の納付要件

上記(1)、(2)の人は、初診日の前日において、つぎの①または②のいずれかの条件を満たしていること。

- ①初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間と免除(猶予)期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
- ②初診日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。
ただし、初診日が令和8年3月31日までの場合に限る。

※上記(3)の20歳前に初診日がある人は、保険料の納付要件はありません。

所得による支給停止

上記(3)の20歳前に初診日がある人は、本人に一定額以上の所得があれば、年金額の全額または2分の1が支給停止されます。

※上記(1)、(2)の人は、所得による支給停止はありません。

年金額

令和5年度

1級 年額 **993,750円**(月額 **82,812円**)

2級 年額 **795,000円**(月額 **66,250円**)

※68歳以上は、1級:年額 990,750円(月額 82,562円) 2級:年額 792,600円(月額 66,050円)

子の加算額

障害基礎年金を受けている人によって生計を維持されている子(未婚)がある場合は、子の人数に応じて加算されます。

※子とは、18歳になって最初の3月末までの子、または、1・2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

※受給権が発生した後に生計を維持されるようになった子も加算の対象となります。

加算対象の子	加算額(年額)
1人目・2人目(1人につき)	各 228,700円
3人目以降(1人につき)	各 76,200円

請求事例

障害認定日による請求

障害認定日に障害等級の1級または2級に該当する状態にあるときに支給されます。
支給開始は障害認定日の翌月からとなります。



事後重症による請求

障害認定日において障害等級の1級または2級の状態に該当しなかった人が、その後、その障害で障害等級の1級または2級に該当する状態になったときは、65歳に達する日の前日までに請求することで支給されます。

支給開始は請求日の翌月からとなります。



※老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合は、事後重症による請求はできません。

20歳前の傷病の障害認定日による請求

障害認定日(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日)に障害等級の1級または2級に該当する状態にあるときに支給されます。

支給開始は障害認定日(障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日)の翌月からとなります。



国民年金の加入者や老齢基礎年金を受けられる資格のある人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受けることができます。

前年の所得が一定額以下である人(子のある配偶者または子)には、遺族基礎年金に加えて遺族年金生活者支援給付金が支給されます。(18ページ参照)

年金を受けられる要件

亡くなった人が、つぎのいずれかの条件を満たしていること。

- (1)国民年金に加入している人
- (2)国民年金に加入していた人で、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人
- (3)老齢基礎年金を受けている人(注)
- (4)老齢基礎年金を受ける必要年数を満たしている人(注)

(注)保険料納付済期間と免除期間と合算対象期間を合算して25年以上の人に限りです。

保険料の納付要件

上記(1)、(2)の人は、死亡日の前日において、つぎの①または②のいずれかの条件を満たしていること。

- ①死亡した月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間と免除(猶予)期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
- ②死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと。
ただし、死亡日が令和8年3月31日までの場合に限る。

年金額

令和5年度

年額 **795,000円**(月額 **66,250円**)

※68歳以上は年額 792,600円(月額 66,050円)

子の加算額

亡くなった人によって生計を維持されていた子(未婚)がある場合は、子の人数に応じて加算があります。

※子とは、18歳になって最初の3月末までの子、または、1・2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

区分	加算対象の子	加算額(年額)	例えば
「子のある配偶者」が受ける場合	1人目・2人目	各 228,700円	(子が1人いる配偶者の場合) 795,000円+228,700円=1,023,700円
	3人目以降	各 76,200円	
「子」が受ける場合	1人目(本人)	加算なし	(子が1人だけの場合) 795,000円
	2人目	228,700円	(子が2人の場合) 795,000円+228,700円=1,023,700円 この場合、子1人に支給される年金額は、1,023,700円を子の人数(2人)で割った額511,850円になります。
	3人目以降	各 76,200円	

付加年金

定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、その納付月数に応じて、将来受ける老齢基礎年金に加算して受けることができます。

年金額 年額 **200円** × 付加保険料納付月数

寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間だけで、保険料を納めた期間と免除(猶予)された期間を合わせて**10年以上**ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したときに、婚姻期間10年以上の妻が60歳から65歳になるまで受けることができます。

ただし、妻が繰り上げ請求の老齢基礎年金を受けているときは、受給できません。

年金額 「夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額」の4分の3に相当する額(付加年金は除く)

死亡一時金

第1号被保険者期間(任意加入含む)として**3年以上**保険料を納めた人がいずれの年金も受けていないときに、生計を同じくしていた遺族が受けることができます。

ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられない場合にかぎりあります。

(この場合の遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)

保険料納付済期間	支給額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※付加保険料を3年以上納めた人は、8,500円が加算されます。
※一部納付(免除)期間のある人は、その期間に応じた額で支給されます。
※産前産後免除期間も納付済期間に含まれます。

短期在留外国人に対する脱退一時金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として**6ヵ月以上**保険料を納めた人で、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国籍の人が帰国する場合、帰国後2年以内に請求を行えば受け取ることができます。

保険料納付済期間	基準月が令和5年度中の支給額
6ヵ月以上12ヵ月未満	49,560円
12ヵ月以上18ヵ月未満	99,120円
18ヵ月以上24ヵ月未満	148,680円
24ヵ月以上30ヵ月未満	198,240円
30ヵ月以上36ヵ月未満	247,800円
36ヵ月以上42ヵ月未満	297,360円
42ヵ月以上48ヵ月未満	346,920円
48ヵ月以上54ヵ月未満	396,480円
54ヵ月以上60ヵ月未満	446,040円
60ヵ月以上	495,600円

※基準月とは、保険料が納付された最後の月のことです。
※請求先は、日本年金機構 年金事務所になります。
※一部納付(免除)期間のある人は、その期間に応じた額で支給されます。
※産前産後免除期間も納付済期間に含まれます。

年金生活者支援給付金

令和5年度の年金額の改定は、67歳以下(昭和31年4月2日以後生まれの人)と68歳以上(昭和31年4月1日以前生まれの人)で異なるため給付金額の計算に使われる金額も生年月日によって違いがあります。



年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。老齢・障害・遺族の3種類があります。

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

対象となる人

つぎの要件をすべて満たす人

- ①65歳以上で老齢基礎年金を受給している人
- ②同一世帯の全員が市町村民税非課税である人
- ③前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得など)との合計額が、約88万円(※)以下である人

※781,200円以下(令和4年10月から令和5年9月分に適用)の人には、老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

781,200円を超え881,200円以下(令和4年10月から令和5年9月分に適用)の人には、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

給付額

20歳から60歳になるまでの40年間(480ヵ月)の保険料を納めた場合

月額 **5,140円**(令和5年度)

給付額の計算式(給付額①+給付額②)

保険料納付済期間に基づく額(月額)

$$\begin{matrix} 5,140円 \\ (令和5年度額) \end{matrix} \times \frac{\text{保険料納付済期間}}{40年(加入可能年数) \times 12月} = \text{給付額①}$$

保険料免除期間に基づく額(月額)

$$\begin{matrix} 11,041円^{(※1)} \\ (令和5年度額 67歳以下) \end{matrix} \times \frac{\text{保険料免除期間}}{40年(加入可能年数) \times 12月} = \text{給付額②}$$

※1 68歳以上は11,008円となります。

4分の1免除期間は、67歳以下は5,520円、68歳以上は5,504円となります。

補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される場合は、給付額①に一定割合を乗じた金額が給付額となります。

給付額の例

納付済月数が420月、全額免除月数が0月の場合

$$\left. \begin{matrix} ① 5,140円 \times 420月 / 480月 = 4,498円 \\ ② 11,041円 \times 0月 / 480月 = 0円 \end{matrix} \right\} \text{合計 } 4,498円(月額)$$

納付済月数が60月、全額免除月数が240月の場合

$$\left. \begin{matrix} ① 5,140円 \times 60月 / 480月 = 643円 \\ ② 11,041円 \times 240月 / 480月 = 5,521円 \end{matrix} \right\} \text{合計 } 6,164円(月額)$$

障害年金生活者支援給付金

対象となる人

つぎの要件をすべて満たす人

- ①障害基礎年金を受給している人
- ②前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円(※)」以下である人

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

障害等級が1級の人

月額 **6,425円**(令和5年度)

障害等級が2級の人

月額 **5,140円**(令和5年度)

遺族年金生活者支援給付金

対象となる人

つぎの要件をすべて満たす人

- ①遺族基礎年金を受給している人
- ②前年の所得が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円(※)」以下である人

※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

給付額

月額 **5,140円**(令和5年度)

子のある配偶者が遺族基礎年金を受給し、子の遺族基礎年金が支給停止されている場合は、子に遺族年金生活者支援給付金は支給されません。

複数の「子」が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の人数で割った金額がそれぞれに支給されます。(2人の子の場合、子1人に支給される金額(月額)は、給付額5,140円を子の人数(2人)で割った2,570円となります)

請求手続きと注意点

- ・請求した月の翌月分から、年金と同様に偶数月の支給日に支払われます。
- ・年金を受け始める人は、年金の裁定請求と一緒に手続きしてください。
- ・給付金の対象とならなかった人が、世帯変更等で新たに対象要件に該当した場合は、請求することで給付金が支給されます。
- ・つぎのいずれかに該当した場合は、給付金は支給されません。(①、③の場合は届出が必要となりますので、年金事務所にご相談ください。)
 - ①日本国内に住所がないとき
 - ②年金が全額支給停止のとき
 - ③刑事施設等に拘禁されているとき

特別障害給付金

障害基礎年金等の受給要件を満たすことができない人を救済する制度があります。

対象となる人

つぎの①または②であり、当時任意加入していなかった期間に障害の原因となった病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級の障害の状態にある人。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金(共済組合)に加入(または受給等)していた人の配偶者

給付額

障害基礎年金1級相当に該当する方 月額 **53,650円**(令和5年度)

障害基礎年金2級相当に該当する方 月額 **42,920円**(令和5年度)

※本人の所得が一定額以上であるときは、全額または半額停止される場合があります。

手続き先

お住まいの区の区役所・支所の国民年金担当窓口

※請求には、初診日を証明できるものや診断書等が必要です。必要書類は、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位などにより異なりますので、事前に年金事務所でご相談ください。

※特別障害給付金を受給している人は、申請により国民年金保険料の免除を受けることができます。

国民年金基金

国民年金基金に加入して、より高い年金を

自営業者などが、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、国民年金の老齢基礎年金に上乗せした年金を受け取るための公的な制度です。

加入できる人 20歳以上60歳未満の第1号被保険者。
60歳以上65歳未満の任意加入被保険者および海外居住の任意加入被保険者。
※付加年金と国民年金基金の両方に加入することはできません。

掛金 給付の型、加入口数、加入時の年齢によって決まります。
掛金の全額が、社会保険料控除の対象となります。

給付 加入口数が多いほど、高い年金が受けられます。

くわしくは、下記までお問い合わせください。

全国国民年金基金 近畿支部 フリーダイヤル **0120-65-4192**

(月～金曜日:9:00～17:00)

〒541-0044 大阪府中央区伏見町3-3-8 淀屋橋KAKENビル2階

社会保障協定(諸外国の年金制度)

その他

相手国	協定発効年月	期間 通算	二重加入防止の対象となる社会保険制度		年金制度への加入対象者		
			日本	相手国	被用者	自営業者	無業の人
ドイツ	2000年2月	○	公的年金制度	公的年金制度	加入義務あり	職種により加入義務あり	一部加入義務あり
イギリス	2001年2月	×	公的年金制度	公的年金制度	所得により加入義務あり	所得により加入義務あり	加入義務なし
韓国	2005年4月	×	公的年金制度	公的年金制度	加入義務あり	加入義務あり	一部加入義務あり
アメリカ	2005年10月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 (社会保障制度) 公的医療保険制度 (メディケア)	加入義務あり	所得により加入義務あり	加入義務なし
ベルギー	2007年1月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的労災保険制度 公的雇用保険制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
フランス	2007年6月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的労災保険制度	加入義務あり	加入義務あり	一部加入義務あり
カナダ	2008年3月	○	公的年金制度	公的年金制度 ※ケベック州年金制度除く	所得により加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
オーストラリア	2009年1月	○	公的年金制度	退職年金保障制度	(SG) 所得により加入義務あり (AP) 加入義務あり	(SG) 加入義務なし (AP) 加入義務あり	(SG) 加入義務なし (AP) 加入義務あり
オランダ	2009年3月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的雇用保険制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり
チェコ	2009年6月 ※2018年8月協定の 一部改正	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的雇用保険制度	加入義務あり	加入義務あり	一部加入義務あり
スペイン	2010年12月	○	公的年金制度	公的年金制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
アイルランド	2010年12月	○	公的年金制度	公的年金制度	所得により加入義務あり	所得により加入義務あり	加入義務なし
ブラジル	2012年3月	○	公的年金制度	公的年金制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
スイス	2012年3月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度	(BP) 加入義務あり (MOP) 所得により加入義務あり	(BP) 加入義務あり (MOP) 加入義務なし	(BP) 加入義務あり (MOP) 加入義務なし
ハンガリー	2014年1月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的雇用保険制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
インド	2016年10月	○	公的年金制度	公的年金制度	(NPS) 加入義務あり (EPF) 所得により加入義務あり	加入義務なし	加入義務なし
ルクセンブルク	2017年8月	○	公的年金制度 公的医療保険制度	公的年金制度 公的医療保険制度 公的労災保険制度 公的雇用保険制度 公的介護保険 公的家族給付	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
フィリピン	2018年8月	○	公的年金制度	公的年金制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
スロバキア	2019年7月	○	公的年金制度	公的年金制度 公的医療保険制度(現金給付) 公的労災保険制度 公的雇用保険制度	加入義務あり	所得により加入義務あり	加入義務なし
中国	2019年9月	×	公的年金制度	公的年金制度 (被用者基本老齢保険)	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
フィンランド	2022年2月	○	公的年金制度 公的雇用保険制度	公的年金制度 公的雇用保険制度	加入義務あり	加入義務あり	加入義務なし
スウェーデン	2022年6月	○	公的年金制度	公的年金制度	(所得に基づく年金) 加入義務あり	(所得に基づく年金) 加入義務あり	(所得に基づく年金) 加入義務なし

(令和5年4月1日時点 日本年金機構ホームページより)

年金の受給手続き先

(年金生活者支援給付金の請求も同じ手続き先)

老齢基礎年金

被保険者の加入状況	手続き先
第1号被保険者期間のみ	お住まいの区の区役所・支所
第1号被保険者期間+合算対象期間	年金事務所
第2号被保険者期間がある人	
第3号被保険者期間がある人	

障害基礎年金

初診日の加入状況	手続き先
第1号被保険者	お住まいの区の区役所・支所
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	
未加入(20歳未満)	お住まいの区の区役所・支所
未加入(60歳以降)	

遺族基礎年金

死亡日の加入状況	手続き先
第1号被保険者	お住まいの区の区役所・支所
第2号被保険者	年金事務所
第3号被保険者	
未加入(60歳以降)	
老齢基礎年金の受給権者(受給資格が25年以上に限る)	

寡婦年金・死亡一時金・特別一時金

種別	手続き先
寡婦年金	お住まいの区の区役所・支所
死亡一時金	
特別一時金	

未支給年金・死亡届・障害基礎年金等の額改定

種別	手続き先
老齢基礎年金	年金事務所
障害基礎年金	お住まいの区の区役所・支所
遺族基礎年金	
寡婦年金	
旧老齢年金	年金事務所
旧通算老齢年金	
旧障害年金	
障害基礎年金の額改定	お住まいの区の区役所・支所
旧障害年金の額改定	

未支給給付金は未支給年金と同時に請求してください。



各区役所・支所の手続き先

	所在地	代表電話	FAX
東灘区役所 国保年金係	〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2番1号	841-4131	841-5749
灘区役所 国保年金係	〒657-8570 灘区桜口町4丁目2番1号	843-7001	843-7013
中央区役所 国保年金係	〒651-8570 中央区東町115番地	335-7511	335-5467
兵庫区役所 国保年金係	〒652-8570 兵庫区荒田町1丁目21番1号	511-2111	511-2295
北区役所 国保年金係	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	593-1111	593-5496
北神区役所 窓口係	〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2番1号(北神中央ビル内)	981-5377	-
長田区役所 国保年金係	〒653-8570 長田区北町3丁目4番地の3	579-2311	579-2339
須磨区役所 国保年金係	〒654-8570 須磨区大黒町4丁目1番1号	731-4341	735-9528
北須磨支所 国保年金係	〒654-0195 須磨区中落合2丁目2番5号	793-1212	795-4536
垂水区役所 国保年金係	〒655-8570 垂水区日向1丁目5番1号	708-5151	705-1481
西区役所 国保年金係	〒651-2295 西区糀台5丁目4番地の1	940-9501	991-5664

日本年金機構 年金事務所の電話番号

手続き先

年金事務所では予約による年金相談を実施しています

受付時間 8:30~17:15(月~金曜日)※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休み

- 相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。 ●お近くの年金事務所でも受付しています。
- 予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

予約受付専用電話

0570-05-4890

IP電話から 03-6631-7521

インターネットでの予約 (老齢基礎年金の請求のみ)

受付時間 8:30~23:30

ねんきん 予約相談

検索

<https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/>



街角の年金相談センター北須磨

業務内容

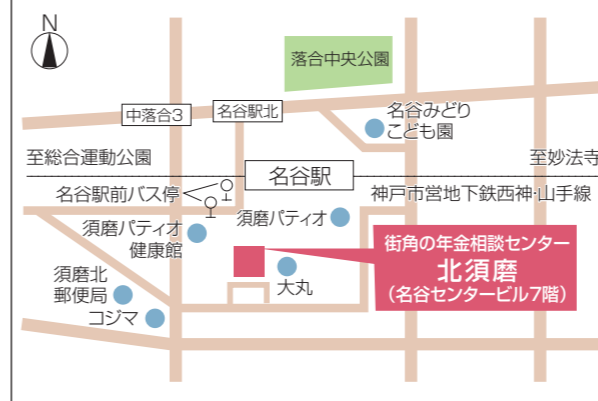
- 公的年金に関する受給相談、年金見込額の試算
- 裁定請求書、住所変更などの諸変更届の受付
- 源泉徴収票・支払通知書・年金証書・改定通知書などの再交付受付
- 「ねんきん定期便」などの年金加入記録についての相談

相談・手続きについてはすべて無料です

所在地
〒654-0154 神戸市須磨区中落合2丁目2-5 名谷センタービル7階

電話 電話での受付はしていません。

受付時間
月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日) 8:30~19:00
火~金曜日 8:30~17:15
(土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休み)



市内年金事務所	代表電話
東灘年金事務所	811-8475
三宮年金事務所	332-5793
兵庫年金事務所	577-0294
須磨年金事務所	731-4797

※上記の代表電話番号は自動音声の案内となります。用件に応じて案内にしたがってください。

年金の請求など年金相談に関する一般的なお問い合わせ

(現在、年金受給中の人もこちらへ)

ねんきんダイヤル

0570-05-1165
IP電話から
03-6700-1165

ねんきん定期便・ねんきんネットに関する照会

ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号

0570-058-555
IP電話から
03-6700-1144

[ねんきんダイヤル、ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号の受付時間]
月曜日：8:30~19:00(月曜日が休日の場合は火曜日)
火~金曜日：8:30~17:15
第2土曜日：9:30~16:00
※土日祝日(第2土曜日除く)、年末年始(12月29日~1月3日)は休み